算、区分番号Ｂ００１の10に掲げる入院栄養食事指導料又は区分番号Ｂ００１の11に掲げる集団栄養食事指導料は別に算定できない。

12　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、夜間看護加算として、１日につき50点を所定点数に加算する。この場合において、注13に規定する看護補助・患者ケア体制充実加算は別に算定できない。

13　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ１日につき所定点数に加算する。ただし、当該患者について、身体的拘束を実施した日は、看護補助・患者ケア体制充実加算３の例により所定点数に加算する。

イ　看護補助・患者ケア体制充実加算１　80点

ロ　看護補助・患者ケア体制充実加算２　65点

ハ　看護補助・患者ケア体制充実加算３　55点

Ａ１０２　結核病棟入院基本料（１日につき）

１　７対１入院基本料　1,836点

２　10対１入院基本料　1,521点

３　13対１入院基本料　1,289点

４　15対１入院基本料　1,107点

５　18対１入院基本料　960点

６　20対１入院基本料　911点

注１　病院（特定機能病院を除く。）の結核病棟（医療法第７条第２項第３号に規定する結核病床に係る病棟として地方厚生局長等に届出のあったものをいう。以下この表において同じ。）であって、看護配置、看護師比率その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（第３節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。ただし、通則第７号に規定する保険医療機関の病棟については、この限りでない。

２　注１に規定する病棟以外の結核病棟については、当分の間、地方厚生局長等に届け出た場合に限り、当該病棟に入院している患者（第３節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、特別入院基本料として、678点を算定できる。ただし、注１に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出ていた病棟であって、当該基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た病棟については、当該病棟に入院している患者（第３節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に適合しなくなった後の直近３月に限り、月平均夜勤時間超過減算として、それぞれの所定点数から100分の15に相当する点数を減算する。なお、別に厚生労働大臣が定める場合には、算定できない。

３　注１及び注２の規定にかかわらず、別に厚生労働大臣が定める患者については、特別入院基本料を算定する。

４　当該病棟の入院患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ１日につき所定点数に加算する。

イ　14日以内の期間　600点
（特別入院基本料等については、500点）

ロ　15日以上30日以内の期間　480点
（特別入院基本料等については、400点）

ハ　31日以上60日以内の期間　360点
（特別入院基本料等については、300点）

ニ　61日以上90日以内の期間　120点

５　当該病棟においては、第２節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

イ　地域医療支援病院入院診療加算

ロ　臨床研修病院入院診療加算

ハ　紹介受診重点医療機関入院診療加算

ニ　救急医療管理加算

ホ　妊産婦緊急搬送入院加算

ヘ　在宅患者緊急入院診療加算

ト　診療録管理体制加算

チ　医師事務作業補助体制加算（50対１補助体制加算、75対１補助体制加算又は100対１補助体制加算に限る。）

リ　電子的診療情報連携体制整備加算

ヌ　乳幼児加算・幼児加算

ル　難病等特別入院診療加算（難病患者等入院診療加算に限る。）

ヲ　超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算

ワ　看護配置加算

カ　看護補助加算

ヨ　地域加算

タ　離島加算

レ　療養環境加算

ソ　ＨＩＶ感染者療養環境特別加算

ツ　特定感染症患者療養環境特別加算

ネ　特定薬剤治療環境特別加算

ナ　栄養サポートチーム加算

ラ　口腔管理連携加算

ム　医療安全対策加算

ウ　感染対策向上加算

キ　患者サポート体制充実加算

ノ　報告書管理体制加算

オ　褥瘡ハイリスク患者ケア加算

ク　ハイリスク妊娠管理加算

ヤ　術後疼痛管理チーム加算

マ　地域支援・医薬品供給対応体制加算

ケ　バイオ後続品使用体制加算

フ　病棟薬剤業務実施加算（１又は２に限る。）

コ　データ提出加算

エ　入退院支援加算（１のハ又は２のロに限る。）

テ　医療的ケア児（者）入院前支援加算

ア　認知症ケア加算

サ　精神疾患診療体制加算

キ　薬剤総合評価調整加算

ユ　排尿自立支援加算

メ　地域医療体制確保加算（７対１入院基本料又は10対１入院基本料を算定するものに限る。）

ミ　協力対象施設入所者入院加算

６　注１に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出ていた病棟であって、当該基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た病棟については、注２の規定にかかわらず、当該病棟に入院している患者（第３節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当分の間、夜勤時間特別入院基本料として、それぞれの所定点数の100分の70に相当する点数を算定できる。ただし、当該点数が注２本文に規定する特別入院基本料の点数を下回る場合は、本文の